三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字竹ガウト一四二・一四三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一四四から一五〇まで、一五二、字郷路三八六・三九一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三九〇、字百合ケ花三七八（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十四年四月九日
農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　兵庫県豊岡市但東町佐田字平地一七の二、一七の三、二二の二、二三の三、二三の五から二三の七まで、二六の一、三一から三三まで、三三の一、三三の二、三四から四二まで、字谷口一七六の一、一七七の一、一七七の二、一七八、一七九の一から一七九の四まで、一八〇の一、一八一の一、一八一の二、一八二の一、一八二の二、一八三の一、一八三の二、一八四、一八五、一八六の一、一八六の二、一八七、字棚田一八八、一八八の一から一八八の四まで
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字平地一七の三・二五・三八から四一まで・字谷口一七六の一・一七九の一・一七九の三・一八三の一・一八四（以上十一筆について次の図に示す部分に限る。）、一八〇の二、一八一の一、一八二の一、二一の四、一八二の二、一八三の二、一八四、一八五、一八六の一、一八六の二、一八七、字棚田一八八、一八八の一から一八八の四まで
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字大邊羅一〇九二の二・字峠ノ松一〇九三の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及びたつの市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十四年四月九日
農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　兵庫県たつの市新宮町新宮字大邊羅一〇九二の二（次の図に示す部分に限る。）、字峠ノ松一〇九三の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字大邊羅一〇九二の二・字峠ノ松一〇九三の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及びたつの市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十四年四月九日
農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　兵庫県豊岡市但東町大河内字河ノ辺六七の三から六七の九まで、六七の一四から六七の二三まで、六八、六八の一から六八の一五まで、八四三、字稲ケ谷八二九から八三一まで、八三三から八三七まで、八三七の一、八三七の二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字河ノ辺六七の一四・六七の一五・六八の一四・八四三・字稲ケ谷八二九・八三四（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、八三〇、八三一、八三三
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第四百二十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
平成二十四年四月九日
国土交通大臣　前田　武志

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
平野川西川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和五十五年建設省告示第九百五十一号で指定した同号十に掲げる土地の区域を除く。）
香川県小豆郡小豆島町蒲生
字西條　甲一五七五番　一号及び二号
字奥ノ谷　乙五九番二　三号及び四号
乙六〇番二　五号
乙六一番二　六号
乙六二番二　七号
字西上　乙九四番五　八号
乙九八番四　九号
字山角　甲一五七一番一　十号
甲一五七〇番一　十一号
甲一五四三号一　十二号
二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
上所下川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域
香川県高松市西山崎町
字井出上　一二七五番地先水路敷　一号及び十号
一一八九番六　二号
一一八九番七　三号
一一八九番一　四号
一一八八番三　五号及び六号
一一八九番四　七号及び八号
一二七五番地先道路敷　九号
三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
鴨庄川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域
香川県坂出市加茂町
字大明神原　一七〇四番　一号
一七〇三番二　二号及び三号
一七〇三番一　四号
一六九五番一　五号及び六号
一六九五番三　七号

○国土交通省告示第四百二十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
平成二十四年四月九日
国土交通大臣　前田　武志

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
蒲ヶ原谷
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域